

(改正後の運営方針)**青森県総合計画審議会運営方針**

青森県基本計画未来への挑戦（以下「基本計画」という。）第7章5(1)に掲げる政策点検及び提言（以下「政策点検等」という。）並びに次期青森県基本計画（以下「次期計画」という。）の策定に係る青森県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営については、次に定めるところによる。

(部会及び部会長の設置)

- 第1 政策点検等及び次期計画の策定について、基本計画及び次期計画に掲げる4分野を個別に調査審議するため、各分野に対応した「産業・雇用部会」「安全・安心、健康部会」「環境部会」「教育、人づくり部会」の4部会を審議会内に設置する。
- 2 部会に部会長を置く。
 - 3 部会長は、部会を総括する。
 - 4 部会の委員及び部会長は審議会会長が決定する。

(幹事会の設置)

- 第2 部会間の連携、調整を行うため、幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、審議会会長及び部会長をもって組織する。
 - 3 幹事会の議長は、審議会会長をもって充てる。

(部会及び幹事会の庶務)

- 第3 部会及び幹事会の庶務は、青森県企画政策部企画調整課において処理する。

(その他の事項)

- 第4 この方針に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会会長が別に定める。